

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月15日（平成30年（行個）諮問第3号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行個）答申第201号）

事件名：本人の特定刑事施設入所中の医務室通院日等が記載された文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人の特定刑事施設入所中（特定年月日A頃から特定年月日B頃）の通院日，各通院日の担当医師名・医師不在時の担当看護師名・各通院日の治療内容（症状・投薬）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年7月25日付け札管発第1152号により札幌矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 保有個人情報の開示をしない旨の決定

原処分の内容は，以下のとおりである。

（ア）開示請求に係る保有個人情報の名称等

審査請求人の特定刑事施設入所中（特定年月日A頃から特定年月日B頃）の通院日，各通院日の担当医師名・医師不在時は担当看護師名，各通院日の治療内容（症状確認・投薬）

（イ）開示をしないこととした理由

開示請求の対象は，刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報（処分又は執行を受けた者に係るものに限る。）であることから，法45条1項の規定に該当し，開示請求等の規定の適用から除外されているため。

イ 法45条1項について

法45条1項の規定内容は以下のとおりである。

45条（適用除外等）

前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分，刑若しくは保護処分の執行，更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判，処分若しくは執行を受けた者，更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については，適用しない。

ウ 本件情報は刑事事件の刑の執行に係る個人情報ではない

本件で開示を求める情報は，上記（１）記載のとおり，審査請求人の特定刑事施設入所中（特定年月日 A 頃から特定年月日 B 頃）の通院日，各通院日の担当医師名・医師不在時は担当看護師名，各通院日の治療内容（症状確認・投薬）である。これはあくまで審査請求人の交通事故による傷害治療内容・経過等に関する情報であり，その性質は「刑の執行」に関する情報ではない。刑務所内医療記録であっても，診療録記載部分は通常の医療機関と本質的に同じであり，実質的な診療録記載部分だけが開示されることにより，開示された情報から刑事収容施設への収容歴等が明らかとなるものではなく，医療情報を開示しても本人に不利益はない。

エ 本件医療情報取得の必要性

審査請求人は，特定地方裁判所特定支部に，特定年月日 C 特定住所先路上で発生した交通事故（以下「本件交通事故」という。）により蒙った損害賠償請求訴訟を提起し，現在，審理中である。審査請求人は，特定年月日 D（略）後，再度，特定大学病院と特定整形外科に通院を継続し，最終的には症状固定日を特定年月日 E とする後遺障害診断書が作成され，特定年月日 F，併合第○級とする後遺障害認定がなされたが，被告側では，この後遺障害と特定年月日 C 発生本件交通事故との因果関係を争っている。この因果関係立証のために，審査請求人は，特定刑事施設入所中（特定年月日 A 頃から特定年月日 B 頃）の通院日，各通院日の担当医師名・医師不在時は担当看護師名，各通院日の治療内容（症状確認・投薬）等の主張・立証が必要である。

（２）意見書（添付資料は省略）

審査請求人が特定年月日 A 頃から特定年月日 B 頃までの特定刑事施設入所中の医療記録を必要とする理由は次のとおりです。

ア 本件交通事故による受傷と後遺障害発生

審査請求人は，本件交通事故により傷害を受け，（略）等の傷害を受け，その治療のため別紙原告入通院明細一覧記載のとおり入通院を繰り返し，特定年月日 F，自賠法施行令別表第○第○級○号・同第○級○号・同第○級○号の併合第○級に該当するとの後遺障害事前認定を受けた。

- (ア) 発生日時 特定年月日 C 午後〇時〇分ころ
- (イ) 発生場所 特定住所先路上
- (ウ) 加害車両 自家用普通乗用自動車 (特定自動車登録番号 A)
- (エ) 上記運転者 被告特定個人 A
- (オ) 被害車両 自家用普通貨物自動車 (特定自動車登録番号 B)
- (カ) 上記運転者 訴外特定個人 B

イ 加害者側に対する損害賠償請求の訴え提起と加害者側主張

審査請求人は、本件交通事故に基づく後遺障害第〇級の損害について、特定年月日 G，特定弁護士を代理人として特定地方裁判所特定支部に別添訴状により加害者側に特定金額の支払を求める訴えを提起した（以下「本件損害賠償請求事件」という）。

これに対し加害者側では、別添準備書面（１），同（３）記載のとおり、審査請求人が入所中受けた治療内容は不明であり、入所中適切な治療を受けなかったから後遺障害が発生したと主張し、入所中の治療内容は不適切であった如く主張している。

ウ 審査請求人が特定刑事施設入所中の医療記録を必要とする理由

上記のとおり、審査請求人の損害賠償請求に対し、加害者側は審査請求人が特定刑事施設入所中の治療内容が不明としながらも、不適切な治療であったと決めつけて、最終的に残った自賠責保険認定第〇級の後遺障害と本件交通事故との因果関係を否認している。

審査請求人は、特定年月 H に特定刑事施設に収監されたが、当時、本件事故による傷害は、治癒していなかったため、特定刑事施設医務室で通院治療を継続し、週 2 回（火・木），週 3 回（月・水・金）の 2 通りのローテーションを組んで通院し、同医務室には、医師〇名，看護師〇名程度常駐しており、通院時間帯は、通院日によってまちまちで、医師の診察を受け、痛み止め等の薬品を処方され、部屋に届けられ、入所期間〇年〇ヶ月全行程中、平均して週 2，3 回通院し、診察・治療時間は、1 回〇分程度であり、適切な治療を受けたと主張している。

この審査請求人主張を裏付けるため、審査請求人の特定刑事施設入所中医療記録開示が是非とも必要である。

エ 法 45 条 1 項規定趣旨

法 45 条 1 項で刑事事件に関する裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報、開示請求手続等の適用除外とされている趣旨は、理由説明書（下記第 3）記載のとおり、「刑事事件に係る裁判文は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求の対象とした場合、前歴等が明らかになるなど、受刑者の立場で 刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、

その者の不利益になるおそれがあるため」に尽きる。

オ 本件医療記録開示は審査請求人の利益になり決して不利益にはならない。

本件において、審査請求人は本件損害賠償請求事件において入所の事実を開示しており、加害者側も熟知している。また、審査請求人は出所後の特定年月Ⅰから現在まで○年以上に渡って、妻が経営する建設業の足場組立等作業に当たり立派に社会復帰して稼働している。従って、その入所中の医療記録を開示されても、社会復帰上又は更生保護上問題となることはなく、何ら不利益はない。むしろ、本件損害賠償請求事件においては、決定的と言える有利な証拠となり、大いなる利益をもたらすものである。

カ 本件情報は刑事事件の刑の執行に係る個人情報ではない。

本件で開示を求める情報は、審査請求人の特定刑事施設入所中（特定年月日 A 頃から特定年月日 B 頃）の通院日、各通院日の担当医師名・医師不在時は担当看護師名、各通院日の治療（内容症状確認・投薬）である。これはあくまで請求人の本件交通事故による傷害治療内容・経過等に関する情報であり、その性質は「刑の執行」に関する情報ではない。

キ 結論

以上のとおり、本件医療記録開示は、審査請求人の本件損害賠償請求事件において、損害立証のために必須の資料であり、且つ、審査請求人の社会復帰上又は更生保護上問題となることはなく却ってその利益にもなるものであり、是非とも、開示をお願い申し上げる。

第 3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が法に基づき、審査請求人が特定刑事施設入所中に同所医務室に通院した日、各通院日の担当医師名、医師不在時の担当看護師名、各通院日の治療内容（症状・投薬）（本件対象保有個人情報）の開示請求を行ったことを受けて、処分庁が、法 45 条 1 項の規定に該当することを理由として、原処分を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象保有個人情報は、刑の執行に係る個人情報には当たらない旨主張し、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。
- 2 法 45 条 1 項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報は、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、前歴等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請

求手続の適用除外とされたものである。

本件対象保有個人情報、特定の個人が特定刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして開示しなかった原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月6日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人の特定刑事施設入所中（特定年月日A頃から特定年月日B頃）の通院日、各通院日の担当医師名・医師不在時の担当看護師名・各通院日の治療内容（症状・投薬）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報、特定の個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成されるものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、「審査請求人の特定刑事施設入所中（特定年月日A頃から特定年月日B頃）の通院日、各通院日の担当医師名・医師不在時の担当看護師名・各通院日の治療内容（症状・投薬）」に記録された保有個人情報であることから、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことを前提として作成されるものであると認められ、したがって、これを開示すると、特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、法45条1項により法の第4章の規定の適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史